

# 第3期

## 矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 1. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、行政や福祉関係の事業者・団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が力をあわせ、地域づくりを進めていくことです。

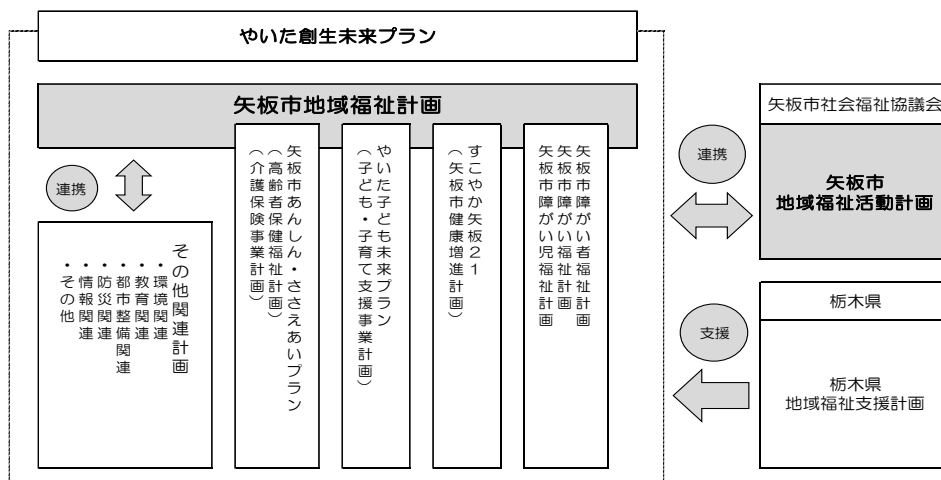
|  |  |
|--|--|
| <p><b>自助</b></p> <p>できる限り自分自身や家族で解決して対応すること</p> <p>市民<br/>(自分・家族)</p>                          | <p><b>互助</b></p> <p>隣近所の支え合いで対応すること</p> <p>近隣地域<br/>(隣近所・自治会等)</p>             |
| <p><b>共助</b></p> <p>ボランティア等の市民同士の支え合いで対応すること</p> <p>関連機関等<br/>(社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体等の各種団体)</p> | <p><b>公助</b></p> <p>行政による公的な福祉サービス等で対応すること</p> <p>行政<br/>(市、警察、消防、県等の行政機関)</p> |

### 2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は市が策定するもので、目指す地域の将来像や地域福祉の推進に向けた基本的な考え方について示しています。本計画は、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぎ、連携を図りながら、地域福祉の充実を図ります。

「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定するもので、地域の社会福祉の推進を目的として策定する具体的な活動や行動について示した計画です。

矢板市では、地域福祉のさらなる充実に向けて、この2つの計画を一体的に策定しています。なお、計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間です。



### 3. 基本理念

地域に暮らす人々が互いに認めあい、支えあうことで、一人ひとりの個性を尊重した幸せな地域社会の実現に近づくことができます。第3期計画では、第2期計画の基本理念を継承し、市民がともに認めあい支えあう「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを目指し、基本理念を次のように定めます。

**ともに認めあい 支えあい いきいきと暮らせる  
安心・安全なまち 矢板**

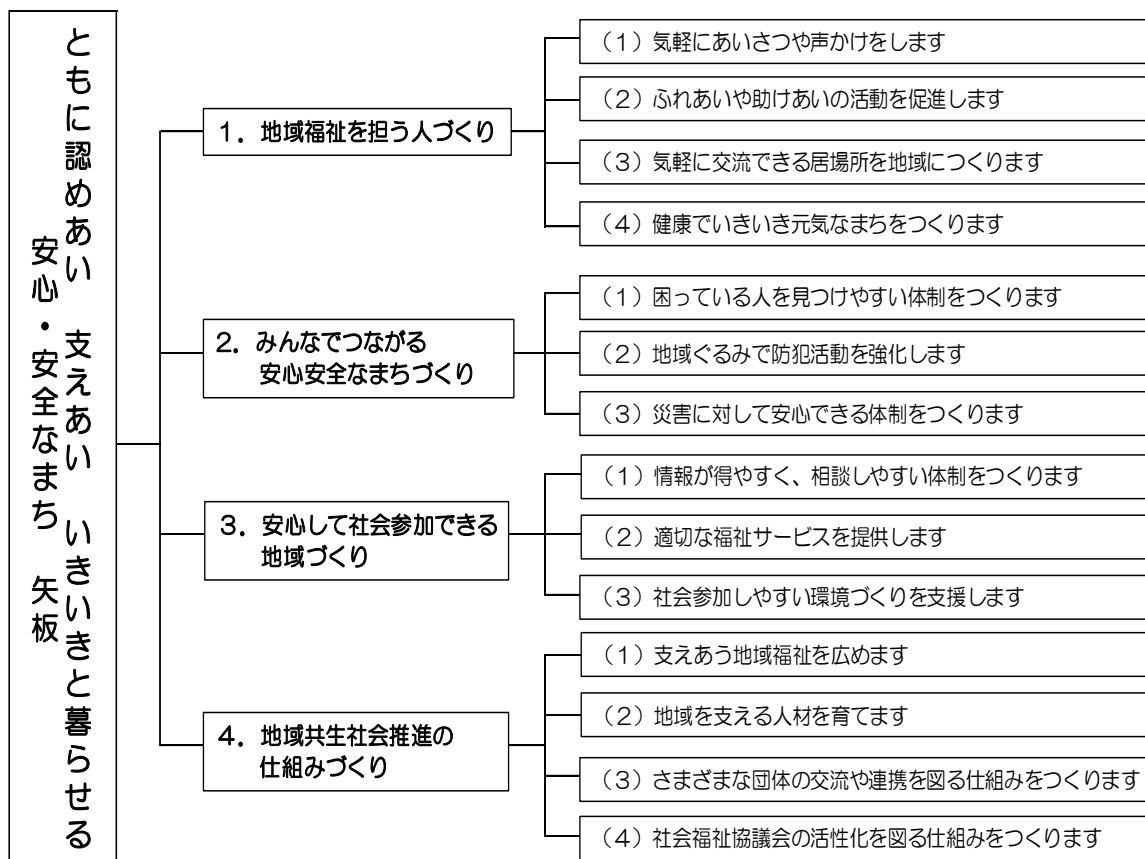
### 4. 基本目標と取り組み

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を定め、地域福祉の普及・推進に努めます。

【基本理念】

【基本目標】

【施策】



【市民などの役割】

地域福祉を推進していくためには、市や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、地域のみなさんの協力が必要です。基本目標それぞれの達成に向けて、「市民などの役割」を位置付けています。次のページから内容を掲載していますので、できることから取り組んでみましょう。

## 基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

### (1) 気軽にあいさつや声かけをします

| 市民などの役割  | 市の役割  | 社会福祉協議会の役割   |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○「おはよう」「こんにちは」など、あいさつを積極的に実践します。</li> <li>○学校や地域の行事などへ積極的に参加します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつや声かけの励行を推進します。</li> <li>○地域コミュニティの市民意識を高めるまちづくりを支援します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつ運動・声かけ運動を実践する関係機関・団体の活動を支援します。</li> <li>○高齢者等給食配送、高齢者見守り（愛の訪問事業）により声かけをします。</li> </ul> |

### (2) ふれあいや助けあいの活動を促進します

| 市民などの役割  | 市の役割  | 社会福祉協議会の役割   |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動へ関心をもち参加します。</li> <li>○隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事への参加を呼びかけます。</li> <li>○ボランティア活動や地域行事の情報発信を通して、市民が参加しやすい環境をつくれます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアの登録・紹介・斡旋を行います。</li> <li>○外出に不安を感じている高齢者や障がい者などが外出しやすいように支援します。</li> </ul> |

### (3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります

| 市民などの役割  | 市の役割  | 社会福祉協議会の役割  |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所に新しい住民が引越してきたら、地域のルールや行事を教えるなど、声かけをするように心がけます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の居場所や世代間交流の場づくりを社会福祉協議会と協働して支援します。</li> <li>○高齢者生きがい通所施設の活動の周知を図るとともに、活動の活性化に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者生きがい通所施設の活動の周知を図るとともに、活動の活性化に努めます。</li> <li>○お元気ポイント事業における拠点を増やすとともに、きらきらサロン開設の支援を行います。</li> </ul> |

### (4) 健康でいきいき元気なまちをつくります

| 市民などの役割   | 市の役割  | 社会福祉協議会の役割  |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事やイベントなどで健康づくりに関する講座に参加します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。</li> <li>○健康づくりに関する講座の実施に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の自主的な健康づくり・生きがいつくりの活動を支援します。</li> <li>○知識や経験を活かして活躍できる場を提供します。</li> </ul> |

## 基本目標2 みんなでつながる安心安全なまちづくり

### (1) 困っている人を見つけやすい体制をつくります

| 市民などの役割   | 市の役割   | 社会福祉協議会の役割   |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所で支援が必要な人の見守りに努めます。</li> <li>○隣近所で異変を発見したら、関係機関へ相談・連絡・通報します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待などの早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。</li> <li>○地域包括支援センターで高齢者等の相談を受け、訪問します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活自立支援事業（あすてらす）により、認知症高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などを支援します。</li> </ul> |

### (2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します

| 市民などの役割   | 市の役割  | 社会福祉協議会の役割  |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の防犯活動や交通安全運動に参加します。</li> <li>○自動車や自転車を運転する人は、安全運転に努めます。特に生活道路では、歩行者に注意しながら速度を抑えて走行します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○安心で安全なまちづくりを積極的に推進します。</li> <li>○防犯・交通安全の情報発信をします。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを支援します。</li> <li>○警察署など関係機関・団体との連携の強化に努めます。</li> </ul> |

### (3) 災害に対して安心できる地域をつくります

| 市民などの役割   | 市の役割  | 社会福祉協議会の役割  |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練に参加します。</li> <li>○支援が必要な人は、避難行動要支援者制度へ登録します。</li> <li>○日頃から、避難行動要支援者への声かけ・交流に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災対策の充実を図ります。</li> <li>○避難行動要支援者名簿を作成・管理し、関係機関・団体へ提供します。</li> <li>○避難行動要支援者名簿の周知に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援者を災害時に支援する災害ボランティアを養成します。</li> <li>○災害ボランティアセンターの運営に努めます。</li> </ul> |

## 基本目標 3 安心して社会参加できる地域づくり

### (1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります

| 市民などの役割  | 市の役割  | 社会福祉協議会の役割                               |
|--|---|--|
| <p>○「広報やいた」や「社協だより」、回覧板などを読み、市をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。</p> | <p>○福祉サービスに関する情報や、関係機関・団体の活動内容についての情報提供に努めます。</p> <p>○市の各種相談窓口の充実に努めます。</p> | <p>○心配事相談・無料法律相談・成年後見相談など、各種相談を行います。</p> |

### (2) 適切な福祉サービスを提供します

| 市民などの役割   | 市の役割   | 社会福祉協議会の役割  |
|---|--|---|
| <p>○自分の周りに支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなぎ、福祉サービスの利用を勧めます。</p> | <p>○各福祉分野の計画に基づき、福祉サービスの利用を促進します。</p> <p>○成年後見制度について周知するとともに、制度利用を支援します。</p> | <p>○「社協だより」や社協ホームページを通して情報をわかりやすく伝えます。</p> <p>○社会福祉協議会に情報提供コーナーを設け、来館者に情報の提供をします。</p> |

### (3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

| 市民などの役割  | 市の役割   | 社会福祉協議会の役割   |
|--|--|--|
| <p>○集会や行事などへの参加に際し、介助が必要な人に対し人的なサポートを行います。</p> <p>○障がいのある人への理解を深め、働きやすい環境づくりに努めます。</p> | <p>○障害者総合支援法に基づく移動支援事業や意思疎通支援事業などの地域生活支援事業の充実に努めます。</p> <p>○高齢者や障がいのある人などを街なかで気軽に手助けできるよう、「心のバリアフリー」について周知を図ります。</p> | <p>○シニアクラブ活動など、高齢者の地域活動の紹介・支援を行います。</p> <p>○市民全体が福祉について考え、福祉活動への意欲を高める機会を設けます。</p> |

## 基本目標4 地域共生社会推進の仕組みづくり

### (1) 支えあう地域福祉を広めます

| 市民などの役割   | 市の役割   | 社会福祉協議会の役割  |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域福祉」の考え方や趣旨を理解します。</li> <li>○地域福祉についての講演会・勉強会などに参加します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の考え方や趣旨について広く周知します。</li> <li>○地域福祉についての講演会・勉強会などを開催します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「社協だより」や社協ホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について周知するとともに、先進事例を紹介し、地域福祉活動の重要性を情報発信します。</li> </ul> |

### (2) 地域を支える人材を育てます

| 市民などの役割  | 市の役割   | 社会福祉協議会の役割   |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政区に積極的に加入し、活動に参加します。</li> <li>○民生委員・児童委員の活動を理解します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政区や民生委員・児童委員の活動内容を情報発信するとともに、活動への支援を行います。</li> <li>○地域福祉の担い手としての人材育成に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアに関心のある市民に、ボランティア体験の機会を提供します。</li> <li>○地域活動に取り組む人材の確保に努めます。</li> </ul> |

### (3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります

| 市民などの役割   | 市の役割   | 社会福祉協議会の役割  |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域にある機関・団体を知ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種ボランティア団体の活動支援や情報提供の充実を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○団体同士の連携強化のための支援に努めます。</li> <li>○ボランティア活動に関するさまざまな講座や研修会を実施します。</li> </ul> |

### (4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります

| 市民などの役割   | 市の役割  | 社会福祉協議会の役割  |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○「社協会員」となり社会福祉協議会の活動に参画します。</li> <li>○募金活動に積極的に協力します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会の活動内容を周知します。</li> <li>○募金活動の必要性を周知し、その活動に協力します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○社協の活動の理解を深めるため、各地で開催される勉強会を支援します。</li> <li>○募金への協力を呼びかけます。</li> </ul> |

## 矢板市成年後見制度利用促進基本計画

すべての市民が安心して暮らせる地域を目指して、第3期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画に成年後見制度利用促進基本計画を含めて策定しています。

### 【現状と課題】

- 本市の知的障がい者と精神障がい者及び高齢者は、平成30年から令和4年にかけて、いずれも増加傾向にあります。
- 市民アンケート調査における成年後見制度の認知度は、  
「知らない」 … 36.4%  
「聞いたことはあるが内容はよく知らない」 … 29.4%  
約65%の方が、制度について知らない、分からないという結果になっています。
- 市民アンケート調査における成年後見制度が必要になった場合の利用意向は、  
「分からない」 … 59.9%  
という結果となっています。

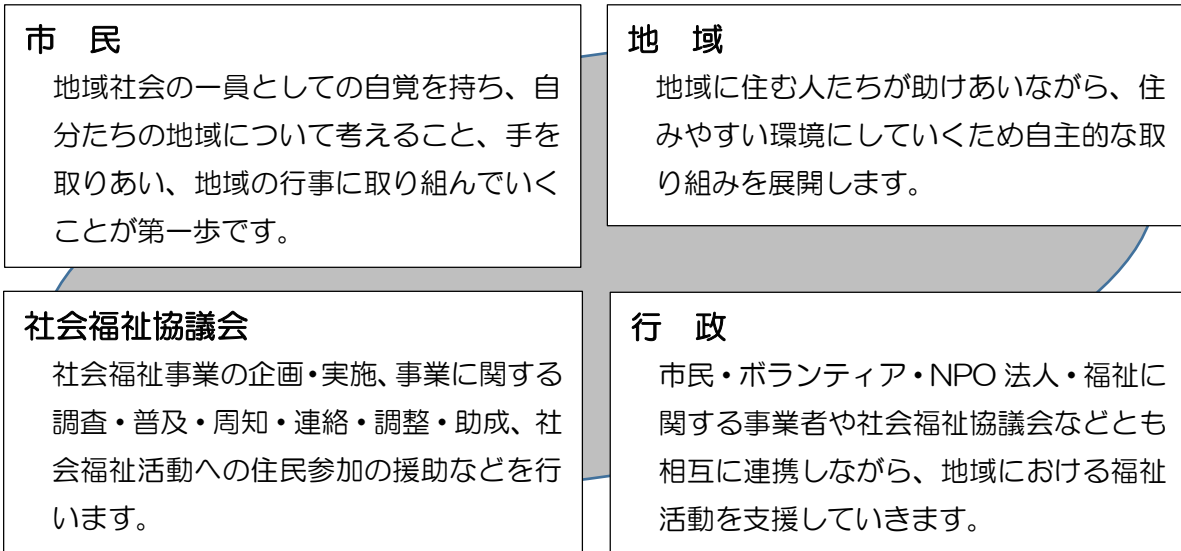
今後は制度の周知及び権利擁護の重要性についての周知が必要となります。また、相談・対応体制の整備が求められます。

### 【今後の取り組み】

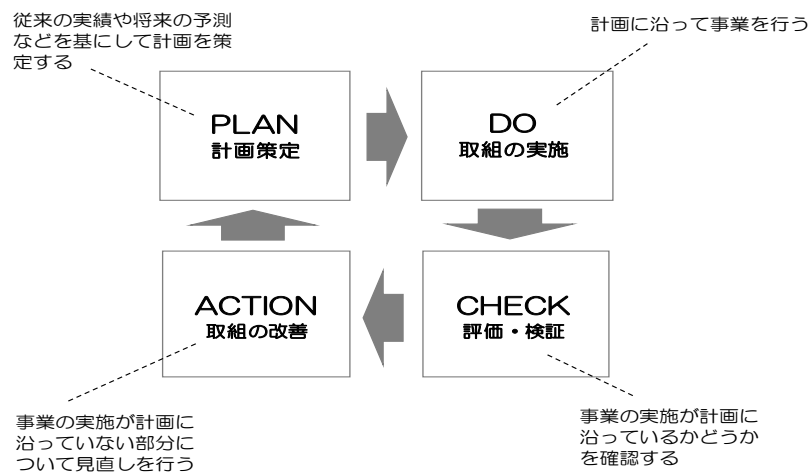
| 取り組み                       | 内容   |
|----------------------------|--|
| 成年後見制度の周知啓発<br>相談対応        | ○地域包括支援センターや関係機関等と連携し、利用促進に向けた周知啓発を行います。<br>○権利擁護に関する相談に対応します。                                       |
| 成年後見制度利用支援事業<br>の実施        | ○単身や親族関係の事情により手続きを進められない場合は、家庭裁判所に後見開始の審判等を市長が申し立てるなどの支援を行います。<br>○申し立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な方への助成を行います。 |
| 成年後見制度と他の公的<br>サービスとの一体的提供 | ○他の公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を図ります。<br>○関係機関と連携し、スムーズな成年後見制度の利用を支援します。                                  |
| 地域連携ネットワークの<br>構築          | ○地域の専門職団体等の協力を得ながら地域連携ネットワークの構築を目指します。   |
| 実施体制の整備                    | ○関係機関と協力して権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。<br>○権利擁護支援が必要な人への早期把握と支援が行われる体制づくりを目指します。                       |

## 5. 計画の推進と進行管理

地域福祉は行政だけでなく、市民・行政区等の地域・社会福祉協議会等の関係機関・団体など、多くの人が担い手となって推進されます。



また、本計画の進捗管理は、計画の策定（P：Plan）、計画の実行（D：Do）、計画の評価（C：Check）、計画の見直し（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。



### 第3期 矢板市地域福祉計画・地域福祉計画活動計画【概要版】

令和5年3月発行

矢板市 健康福祉部 社会福祉課  
 〒329-2192  
 栃木県矢板市本町5番4号  
 TEL：0287-43-1116  
 FAX：0287-43-5404

社会福祉法人 矢板市社会福祉協議会  
 〒329-2161  
 栃木県矢板市扇町2丁目4番19号  
 TEL：0287-44-3000  
 FAX：0287-43-6661